

入 札 説 明 書

令和８年度交通安全施設に係るモバイル回線接続業務契約に係る回線サービス利用契約については次のとおりとする。

1 入札内容

- (1) 入札の件名
令和８年度交通安全施設に係るモバイル回線接続業務契約
- (2) 仕様等
別添「令和８年度交通安全施設に係るモバイル回線接続業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間等
 - ア 初期導入期間
契約の日から令和９年１月31日までの間とする。
 - イ 回線利用期間
令和９年２月１日から令和14年１月31日までの間とする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 電気通信事業法第９条の登録を受けた者又は同法第16条の届出をしている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買・借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県税を滞納していない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒 690－8510 島根県松江市殿町８番地１
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852－26－0110（内線2241～2244） FAX 0852－28－7111
- (2) 入札説明会
実施しない。

(3) 入札の日時及び場所等

ア 入札日時 令和8年9月16日（水）午後4時

イ 入札場所 (1)の場所

ウ 郵便により入札を行う場合

簡易書留等配達記録が残るものに限る。

令和8年9月16日（水）午後4時までに(1)の場所に到着していること。

(4) 開札の日時及び場所等

ア 開札日時 令和8年9月17日（木）午前10時00分

イ 開札場所 島根県警察本部7階 聴聞室

4 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 入札書は、所定の様式によるものとし、「年月日」欄には入札の日を、「氏名」欄には次により記載すること。

(ア) 入札、開札日に入札・契約権限がある者（支店長等名称は問わない。以下「支店長等」という。）が自ら入札に参加する場合は、法人の名称及び当該支店長等の氏名を記載すること。

(イ) 支店長等が、支店長等以外の者（以下「代理人」という。）に入札に関する一切の事務を委任したときは、委任状に代理人の住所氏名を記載するとともに、法人の住所、名称及び支店長等の氏名を記載の上、入札書とともに委任状を提出しなければならない。

(ウ) 入札者又はその代理人は、本件にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

イ 入札書は、封筒に入れ密封のうえ、封筒の表書きとして「入札者の法人名」、前記1の「入札の件名」及び「入札書在中」と記載し提出すること。

ウ 入札書を郵送する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、表に「入札者の氏名又は名称若しくは商号」、「開札日」及び「調達物品名」を記載し、外封筒に「入札書在中（調達物品名）」と朱書きして、書留郵便にすること。

エ 入札者は、当該物件にかかる一切の諸経費を含めて入札金額を見積もること。

オ 落札金額にあたっては、予定価格の範囲内で最低入札価格をもって落札金額とする。

カ 入札者は、その入札書の書き換え、引換又は撤回をすることができない。

キ 開札の結果、各人に入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該入札の終了後に再度の入札を行う。

ク 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県会計規則第22号）第61条第1項の規定により、回線利用に係る金額を賃貸借期間（回線利用期間）の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額と初期導入に係る金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により現金のほか、国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。

ウ 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおり。

- ・ 納付場所
島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部
- ・ 納付時期
入札日当日の午前9時から正午まで

エ 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

オ 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

(3) 再度入札

ア 再度入札は初回を含めて2回までとする。初回の入札において落札者がいないときは、改めて入札日時を決定、通知の上、再度入札を行うものとする。

イ 再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。

(4) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後入札を辞退する場合は、開札日までに入札辞退届を郵送により提出すること。

(5) 落札者の決定方法

本説明書に示した業務を履行できると警察本部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじをひかない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととする。

(6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(7) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とする。

- ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。
- イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。
- ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(8) 落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の2の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。なお、当該通知を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 入札参加資格確認申請

この入札に参加を希望する者は、令和8年8月10日（月）正午までに、入札参加資格確認申請書及び所定の提出資料（以下「申請書等」という。）を3の(1)の場所まで提出しなければならない。提出方法にあつては、持参又は簡易書留による郵送とする。

（提出期限必着）

なお、入札者は、入札日時までの間において、当該書類に関し説明及び補正を求められた場合は、それに応じなければならない。期限までに申請書等を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

入札参加の確認は、申請書等の提出をもって行い、その結果は、入札参加資格確認通知書により申請者へ通知する。

- (1) 入札参加資格確認申請書
 - (2) 入札保証金免除申請書（免除を希望する場合）
 - (3) 法務局に登録する役員（（個人にあつては当該個人、当該個人と生計を一緒にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあるものを含む））の氏名、性別、生年月日、住所を記載した役員名簿（以下「役員等名簿」という。）
 - (4) 電気通信事業法第9条の登録を受けていること又は同法第16条の届出をしていることが確認できる書類
 - (5) 定款
 - (6) 登記簿謄本
 - (7) 営業経歴書
 - (8) 委任状（法人で営業所等を島根県との取引先としている場合）（様式第1号）
 - (9) 保守体制（故障発生時等緊急連絡体制）表
 - (10) 島根県税の納税証明書（地方消費税を除く。）
県民センターの長が発行する「未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がない旨の証明書）
 - (11) 消費税及び地方消費税の納税証明書
納税地（本社所在地）を所轄する税務署長が発行する未納税額がないことを証明したもの
 - (12) 入札品目内訳書
 - (13) 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒
定形封筒（長型40号程度）に110円切手を貼付し、あて先を記入すること。
- ※1 上記(6)、(10)及び(11)については、申請日前3か月以内に発行されたものを提出すること。
- 2 島根県の入札参加資格者名簿に登載されている者については、(5)、(6)、(7)、(10)及び(11)は省略できる。

6 契 約

- (1) 契約条項
別添「令和8年度交通安全施設に係るモバイル回線接続業務契約書（案）」のとおりとする。
ただし、初期導入費及びに各月の支払金額については、初期導入費、分割支払の協議書を提出し、承認のうえ決定することとし、各月の支払額については、契約書（分割支払表）で約定することとする。
- (2) 前金払
前金払いは行わない。

(3) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により14日以内に契約を締結するものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書2通に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 前記イの場合において島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 地方自治法第234条第5項の規定により島根県警察本部長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、回線利用に係る金額を賃貸借期間(回線利用期間)の月数で除し、12を乗じて得た額と初期導入に係る金額の合計金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(6) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札にかかる契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

7 質 疑

(1) 入札説明に対する質疑

入札説明書、添付資料及び仕様書について質疑がある場合は、質疑票により令和8年8月4日(火)正午までに提出すること。

(2) 提出先

3の(1)に同じ

(3) 提出方法

郵送又はファクシミリによって提出すること。(ただし、ファクシミリの場合は、回線・機器等の傷害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があるので、注意すること。)

(4) 書面により回答する。

8 入札説明書添付資料

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 入札保証金免除申請書

(3) 役員等名簿

(4) 営業経歴書

(5) 委任状(営業所等を島根県との取引先としている場合)

(6) 入札品目内訳書

(7) 入札書

(8) 委任状(代理人が入札する場合)

(9) 質疑票

(10) 令和8年度交通安全施設に係るモバイル回線接続業務仕様書

(11) 令和8年度交通安全施設に係るモバイル回線接続業務契約書(案)